

地域賃上げ加算支援事業（新規）

【R7.9月補正予算額 761百万円】

産業戦略部労働政策課労働経済・福祉G（029-301-3635）

当県の経済実態を反映した最低賃金額への引上げ目標の実現に向け、県内中小企業等に対し、最低賃金の地方上乘せ分の一部を補助します。

・支給額

正規雇用労働者 1人あたり5千円

非正規雇用労働者 1人あたり3千円

※地方上乘せ分に係る年間賃上げ相当額の
2分の1に対する補助

・主な支給要件

①補助対象者

県内の中小企業者等

②賃上げ額

2025年4月1日～10月12日の期間に、
1時間当たりの賃金が1,068円以下の労働者の
賃金を1,074円(※)以上に引き上げること

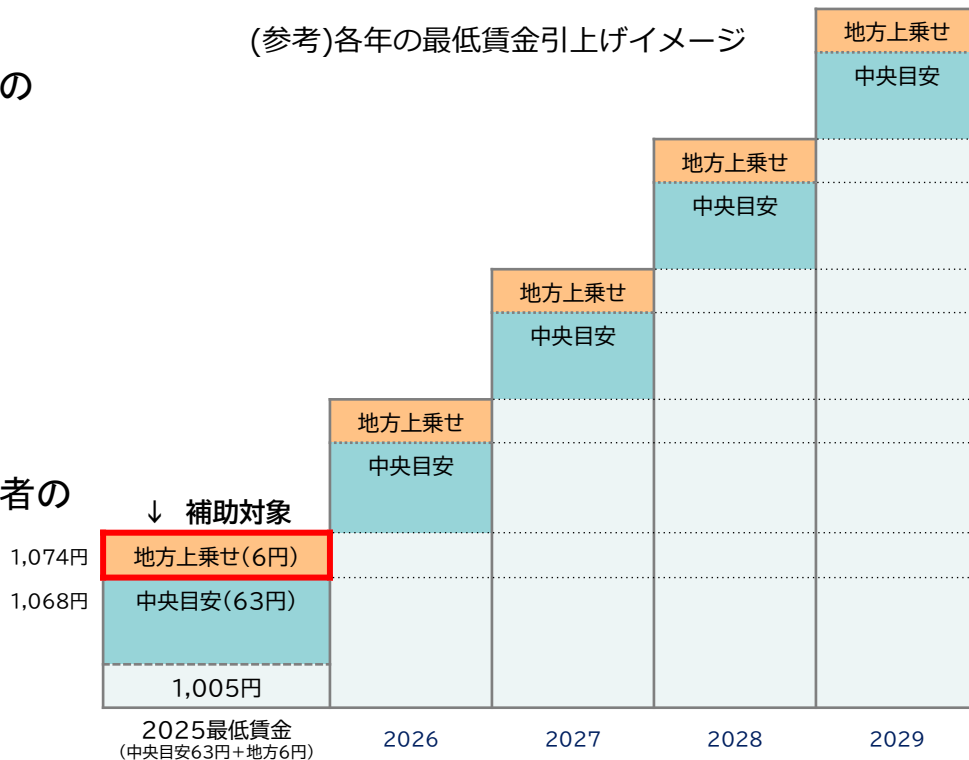
(※改正後の茨城県最低賃金額)

・支給上限額

上限なし

中長期目標 最低賃金と経済実態の乖離を5～7年で解消

(参考)各年の最低賃金引上げイメージ



いばらき業務改善奨励金事業

【R7.9月補正予算額 33百万円】

(現計予算額 42百万円)

産業戦略部労働政策課労働経済・福祉G (029-301-3635)

物価高の影響を受ける中小企業等の設備投資等を支援することで、生産性向上を図り、持続的な賃上げを促進します。

対象事業者	事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資等を行う 中小企業・小規模事業者等(※) ※：R6.1月以降に国の業務改善助成金の交付決定を受けていること			
助成率・上限	○助成率 業務改善助成金(国)の自己負担分の1/2 ○助成上限額 最大100万円	国助成率 3／4の場合 4／5の場合 9／10の場合 県助成率 1／8 1／10 1／20	【助成イメージ】 助成対象経費 160万円の場合 業務改善助成金 120万円 自己負担分 40万円 県助成 20万円 自己負担 20万円 自己負担分の1／2を県が助成	
助成対象	生産性向上のための設備投資等 例) ・セルフオーダーシステム、オンライン予約システムの導入による業務の効率化 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮			